

## 親子ふれあい 海のつどい

青少年指導員会(社会教育課)内線834

- 【日時】11月19日(日)  
(小雨決行)9:00~12:00
- 【集合】9:00福浦港
- 【対象】町内在住・在学の小・中学生及びその保護者(小学校3年生以下は保護者同伴)
- 【参加料】無料
- 【内容】ひもの作り体験・ロープワーク・定置網の学習・漁港清掃  
当日は、かに汁がでます。
- 【持ち物】筆記用具・飲物・ゴミ袋
- 【申込み】  
10月25日(水)~11月15日(水)  
電話・FAXまたはE-mailで  
(記載事項)  
住所・氏名(保護者名)・学校名・学年・性別・電話番号  
FAX 62-0797  
E-mail:syakaiky@town.yugawara.kanagawa.jp

## 取り壊し家屋や 現況変更の届出

税務課 内線265

平成18年中に取り壊した建物や現況を変更した土地などがある場合は、来年の1月末までに必ず届出をしてください。詳しくは、税務課資産税担当へお問い合わせください。

## 年末調整説明会

小田原税務署(税務署法人2部門) ☎35-4511

- 【日時】11月6日(月)13:30~16:00
- 【会場】商工会館3階大会議室
- 【対象】源泉徴収義務者  
(事業所などの給与事務担当者)
- 【内容】年末調整に必要な書類及び平成19年度給与支払報告書の用紙の配布  
説明会後は、町税務課で配布します。

## 第25回 小学生の税の書道展

小田原青色申告会 ☎24-2613

- 湯河原町をはじめ、近隣市町の児童の力作が展示されます。
- 【日時】  
11月23日(木)・25日(土)・26日(日)  
9:00~18:00(26日は17:00まで)
- 【会場】小田原市民会館



## 湯河原梅林「梅の宴」 開催期間決定!

観光課 内線713

- 【期間】  
平成19年1月27日(土)~3月18日(日)  
8:00~17:00
- 【梅林ライトアップ】  
平成19年2月24日(土)~3月11日(日)  
21:00まで
- 【入園料】200円(15歳以下 中学生は除く)  
梅林ライトアップ時間中も有料です。  
町民の方は無料(町民証が必要です。)

## 梅の宴デザイン 年賀はがき販売

駅前観光案内所 ☎63-5599

- 【価格】1枚50円 20枚以上10枚単位  
100枚以上の場合  
予約販売となり、配達となります。  
(予約期間11月2日(木)~7日(火))  
100枚未満の場合
- 【販売期間】11月18日(土)から  
(予約不要・売り切れ次第終了)
- 【販売場所】駅前観光案内所(水曜定休)  
インクジェット用は取り扱っていません。また、郵便局では取り扱っておりません。
- 役場ホームページからダウンロードすることが出来ますが、販売用のデザインではありません。

## 成人のつどいの お知らせ

社会教育課 内線834

- 【日時】平成19年1月7日(日)11:00~  
<町内在住の新成人の方>  
12月初旬に案内状をお送りします。  
<町外在住の新成人の方>  
就学や就職の都合で住所を(住民登録)を町外に移されている方で、湯河原町の成人のつどいへの参加を希望される場合は以下のことをお知らせ下さい。案内状をお送りします。  
お名前・生年月日・電話番号・案内状の送付先(現住所、家族の住所等)

## 梅の宴「出店者」募集

梅の宴行事実行委員会事務局(観光課内)711~714

- 【募集数】1棟  
ブースの規格:間口2.7m×奥行き1.8m  
(飲食用、又は地場産品販売用ブース)  
申込多数の場合には実行委員会で審査し、選定させていただきます。
- 【出店資格】観光協会、商工会に加盟している町内所在の組合又は団体
- 【出店内容】自然の恵みを素材とした地場産品、特産品、工芸品等の販売、又は飲食の販売
- 【協力金】出店要綱に定められた算出方法により、行事終了後に納付していただきます。
- 【募集期限】11月10日(金)
- 【募集要項配布場所】  
役場観光課・観光協会・商工会

## ふれあい農園利用者募集

農林水産課(ふれあい農園担当)内線734

- 土に親しみ、野菜や花などを自分の手で育て、収穫の喜びを味わってみませんか?初めての方でも農業技術指導員が指導しますので、安心して始められます。
- 【募集農園】  
第3白沼田農園(1区画・30㎡)  
天保山農園(2区画・30㎡)  
前栗場農園(1区画・30㎡)
- 【利用料】9,000円(年間)
- 【利用期間】  
(いずれも平成18年12月1日から)  
第3白沼田農園 平成21年3月31日まで  
天保山農園 平成20年10月31日または平成19年8月31日まで  
前栗場農園 平成20年10月31日まで  
(以後、2年を1区切りとして継続できます。)
- 【利用資格】次のいずれかに該当する方  
・町内に住所がある方  
・町内に畑以外の固定資産を所有している方
- 【申込み】11月14日(火)までに、電話で住所・氏名・電話番号をお申し出ください。
- 【注意事項】  
・申込みが区画数を上回った場合は抽選となります。  
・1家族1応募までです。  
・現在ふれあい農園を利用されている方は応募できません。